**平成２５年（フ）第８００号**
福岡県朝倉郡筑前町安野141番地１グリーンハイツ105号
債務者　柳　　壽美（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８０３号**
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目13番20号プロムナードⅠ201号
債務者　永野ひとみ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１２号**
福岡県大野城市上大利４丁目11番16号フレグランスリリィ203号
債務者　藤城　裕美（旧姓方志）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１４号**
福岡県太宰府市青葉台４丁目10番19号
債務者　池上小百合
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１５号**
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲488番地３　七苫ハイツ202号
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１６号**
福岡市博多区竹下５丁目１番７―206号
債務者　高崎　亮介
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８１９号**
福岡県糸島市香力76番地24
債務者　玉利ミリアムこと　ＴＡＭＡＲＩ　ＭＩＲＩＡＭ　ＣＡＰＡＬＡＤ
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８２２号**
福岡県春日市白水ヶ丘５丁目81番地メロディハイツ八尋201号
債務者　住永　修一
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８２５号**
福岡市中央区清川２丁目２番18号
債務者　池内　理央
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８３４号**
福岡市東区西戸崎６丁目７番27号
債務者　津元　　静
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８４２号**
福岡県福津市勝浦381番地３
債務者　浅海　聡子（旧姓瀬川）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８５２号**
福岡市早良区小田部２丁目３番18―202号
債務者　鳥羽　辰弘
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第８９２号**
福岡市東区二又瀬１番33号
債務者　梁瀬　直美
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
　　福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第３６号**
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目123番地
債務者　林田　則男
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第３３１号**
仙台市若林区成田町61番地の１　佐松マンション403
債務者　佐藤ゆかり
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第３４０号**
宮城県黒川郡富谷町富谷字宮ノ沢58番地２町営宮ノ沢住宅６号棟
債務者　佐藤美由紀（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第１１９号**
茨城県東茨城郡茨城町大字小鶴2053番地
債務者　中林　益美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
　　水戸地方裁判所